

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策)

(令和3年5月)

レベル	本県の警戒レベル			基本的行動内容					<参考> 国警戒 ステージ
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価	
6	【都市封鎖級】			感染まん延期 後期	外出禁止や休業の要請など	感染移行期 以上	禁止の要請など	多数又は複数の 国・地域に おいて感染が 拡がっている	IV
5	【特別警戒】 地域特性を考慮			感染まん延期 中期	県内の感染状況を踏まえた不要不急の外出自 粛や営業時間短縮の要請を含む必要な行動制 限など	(感染状況が 厳しい地域の 状況等を評 価)	自粛の要請など		III
4	【警戒】	【警戒】	国外は警戒 以上	感染まん延期 前期	施設での感染防止対策を徹底 感染リスクの高い行為を回避 必要に応じて訪問自粛などの行動制限		県内者の県外への移動及び県外者の県内へ の移動については対象地域に応じて行動制 限・注意を要請 (注1)		多数又は複数の 国・地域に おいて感染が 拡がっている
3	【注意】 【一部警戒】	【警戒】		感染移行期 後期					
				感染移行期 前期					
2	【注意】	【注意】		感染限定期	3密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底	感染限定期			
1	【ほぼ日常】	【注意】	感染休止期	3密を極力回避。基本的な感染対策 (注2) の励行など「新しい生活様式」を心がける。 感染弱者へ配慮					
1-1	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】		3密をできる限り回避。基本的な感染対策 (注2)の励行。感染弱者へ配慮	感染休止期				
1-0-1	【日常】	【日常】 (出入国 制限あり)	【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全域 が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り		
	【日常】	【日常】	【日常】		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し	ほぼ終息	

(注1) 県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断

(注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど

(注3) 感染レベル低位の対策は、より高位のレベルでの対策に含まれる

※ 県内評価の変更点(令和2年11月)：国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年8月7日)で示された国警戒ステージ等を踏まえ、感染まん延期を、「前期」・「中期」・「後期」の3段階に分けた。

5月14日（金）現在は「警戒レベル5（特別警戒）」です。

本県の感染状況は、1週間あたりの新規感染者が、人口 10 万人あたり13.7人に急増、病床利用率は30%に迫るなど医療がひっ迫してきており、特に西部地域でひっ迫が非常に強まっています。県の感染流行期は、「感染まん延期・中期」に引き上げられました。感染スピードが速く、一気に広がりやすい変異株への感染増が急増の要因であり、専門家からは、高齢者以外の世代でも重症化するとの指摘がされています。直近では、友人、親戚等との屋外でのバーベキューや家庭、職場、共同生活などが感染拡大の機会です。変異株による感染拡大の抑制に向け、いわゆる「3密」（密閉、密集、密接）は、たとえ「1密」であっても徹底して回避するなど、より厳格な感染拡大防止対策が必要です。






緊急事態宣言が東京都、愛知県など9都道府県で、まん延防止等重点措置地域が神奈川県など10道県で実施されるなど、全国的な感染拡大が続いています。

感染の爆発的増加を抑える重要な局面です。県民の皆様には、以下の対策をお願いいたします。

- ① 感染力が強い変異株への感染防止のため、「マスクの着用」の徹底、「三密は一密でも避ける」など、基本的な感染防止対策を強化、徹底してください。
- ② 人の移動や人に会うことは感染リスクが伴います。愛知県東部地域で感染拡大が進むなど、県境地域をはじめ感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意が必要です。
- ③ 東京都など 32 都道府県等では、不要不急の外出自粛等が要請されています。感染拡大地域をはじめ、すべての都道府県との不要不急の交流は自粛くださいますようお願いいたします。
- ④ 感染の機会は、マスクを着用していない会話や歌唱などです。常にマスクを着用し、人と人の距離の確保（可能な限り2m）をお願いします。
- ⑤ 会話しながらの食事には感染リスクがあります。同居の御家族以外の方と食事をする際には、「食事は黙って食べる」、「会話は、必ずマスクを着用する」ことをお願いします。
- ⑥ 友人、親戚などの屋外でのバーベキューで感染拡大が見られます。マスク非着用での会話が危惧される場合は、普段御一緒の方以外とのバーベキューなどは自粛くださるようお願いいたします。
- ⑦ クラスタ発生防止のため、飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底を常に行ってください。
- ⑧ 職場や社員寮、共同生活等で感染拡大しています。休憩室など居場所の切り替わり時のマスクの着用忘れ防止や、従業員の共同利用が見込まれる場所での感染防止対策の徹底をお願いします。

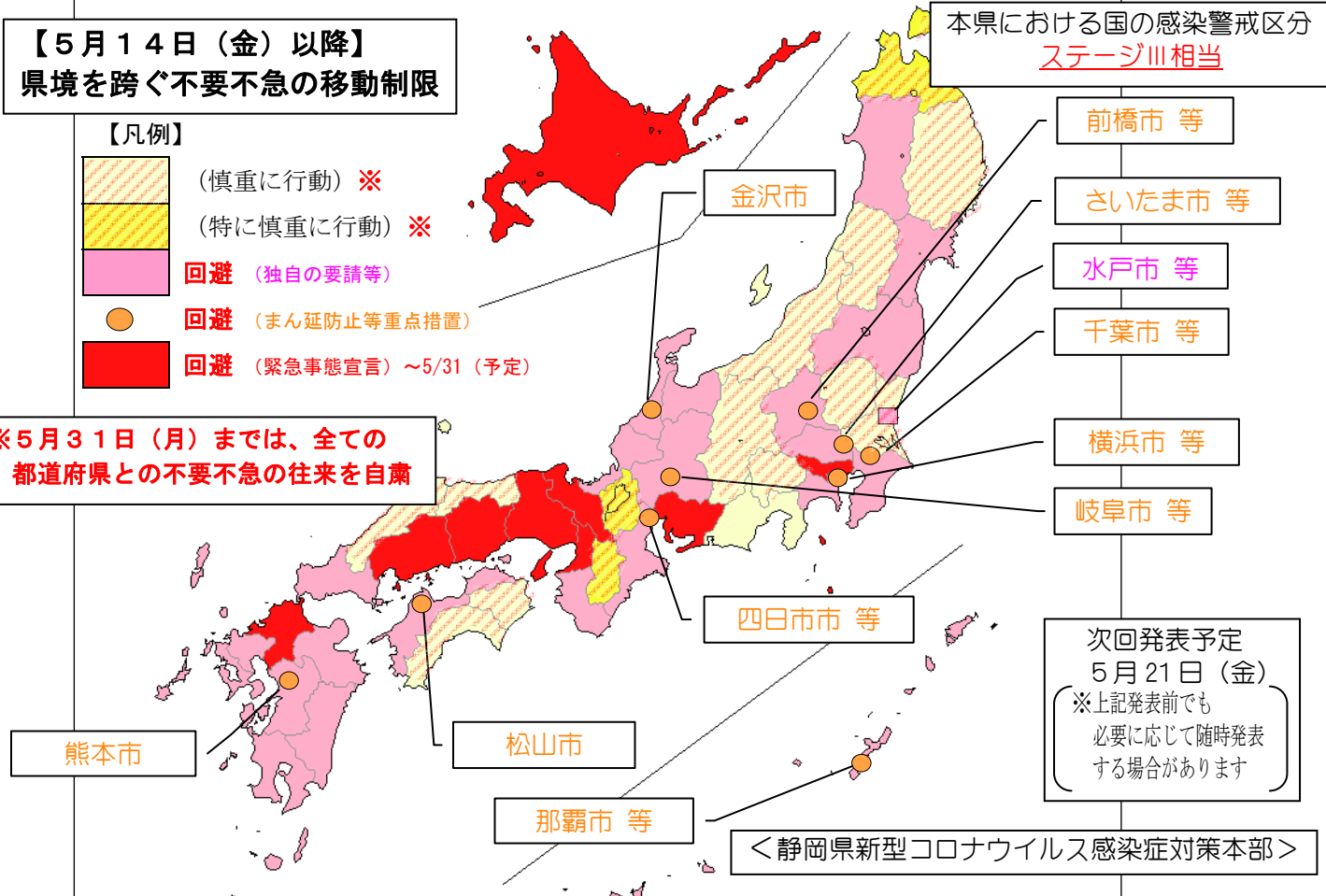
【5月14日（金）以降】
県境を跨ぐ不要不急の移動制限

【凡例】

-  (慎重に行動) ※
-  (特に慎重に行動) ※
-  回避 (独自の要請等)
-  回避 (まん延防止等重点措置)
-  回避 (緊急事態宣言) ~5/31 (予定)

※5月31日（月）までは、全ての都道府県との不要不急の往来を自粛

本県における国の感染警戒区分
ステージIII相当



次回発表予定
5月21日（金）
※上記発表前でも
必要に応じて随時発表
する場合があります

<静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部>

◎県内移動に関する行動制限

- マスクの着用、たとえ「1密」でも回避するなど「新しい生活様式」を徹底し、人の移動や人に会うことに感染リスクが伴うことを忘れずに、慎重に行動してください。
- 同居の御家族以外の方と食事をする際には、「食事は黙って食べ」、「会話をする時はマスクを着用」してください。その場合も、できる限り少人数で行ってください。
- 訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。「対策が不十分な店への訪問はしない」ということの徹底をお願いいたします。

◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

※不要不急の移動は、旅行や帰省など、時期を改めることが可能な行動であり、通勤、通学など日常生活に必要な行動の自粛をお願いするものではありません。

○全ての外出について、マスクの着用など「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。

※外出・訪問の検討にあたっては、各自治体が発表している行動制限を尊重してください。

※本県を訪問される方には、県民の皆様からも呼びかけてください。

(1) 回避／訪問自粛	次の地域では、感染拡大が顕著であり、不要不急の外出自粛等が発出されていますので、不要不急の移動を回避してください。また、当該地域の皆様は、本県への「不要不急の訪問の自粛」をお願いします。
	緊急事態宣言地域 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県 (9都道府県)
	まん延防止等重点措置の地域 群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県、沖縄県 [群馬県] 前橋市 等10市町、[埼玉県] さいたま市 等15市町、 [千葉県] 千葉市 等12市、[神奈川県] 横浜市 等17市町、 [石川県] 金沢市、[岐阜県] 岐阜市 等16市町、 [三重県] 四日市市 等12市町、[愛媛県] 松山市、[熊本県] 熊本市、 [沖縄県] 那覇市 等16市町 [※市町村の詳細は別紙]
	独自の外出自粛等が発出している地域 宮城県、秋田県、福島県、富山県、福井県、和歌山県、山口県、香川県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (13県) [茨城県] 水戸市 等12市町 [※市町村の詳細は別紙]
(2) 特に慎重に行動	次の地域への移動については、特に慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「特に慎重な行動」をお願いします。 青森県、滋賀県、奈良県 (3県)
	次の地域への移動については、慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「慎重な行動」をお願いします。 岩手県、山形県、茨城県((1)の地域を除く)、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県 (11県)
5月31日(月)までは、全ての都道府県との不要不急の往来を自粛	(3) 慎重に行動

※不要不急の外出自粛が要請されている都県の皆様は、飲食店等の営業時間の短縮等の要請に伴う閉店後の時間帯に、県境を越えて訪問されることについて自粛をお願いします。

◎新型コロナウイルスへの感染防止は、見えない感染者(※)に、「近づく可能性をどうすれば減らせるのか」、「知らずに会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。



<別紙>

○まん延防止等重点措置や独自の外出自粛等の発出された市町村

<p>まん延防止等重点措置の地域</p>	<p>[群馬県] 前橋市・高崎市・伊勢崎市・太田市・沼田市・渋川市・藤岡市・富岡市・安中市・玉村町</p> <p>[埼玉県] さいたま市・川越市・川口市・所沢市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町</p> <p>[千葉県] 千葉市・市川市・船橋市・松戸市・野田市・習志野市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市</p> <p>[神奈川県] 横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・寒川町</p> <p>[石川県] 金沢市</p> <p>[岐阜県] 岐阜市・大垣市・多治見市・関市・中津川市・羽島市・美濃加茂市・土岐市・各務原市・可児市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・養老町・北方町</p> <p>[三重県] 四日市市・桑名市・鈴鹿市・名張市・亀山市・いなべ市・伊賀市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町</p> <p>[愛媛県] 松山市</p> <p>[熊本県] 熊本市</p> <p>[沖縄県] 那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・北谷町・西原町・与那原町・南風原町・八重瀬町</p>
<p>独自の外出自粛等を発出している地域</p>	<p>[茨城県] 水戸市・古河市・結城市・龍ヶ崎市・常陸太田市・取手市・つくば市・茨城町・大洗町・八千代町・堺町・利根町</p>

※まん延防止等重点措置の地域等については、変更があります。各道県のホームページ等で最新の情報を確認してください。